福井県自転車の安全で適正な利用に関する条例の概要

【目的】

・自転車の安全で適正な利用に関し基本理念を定め、県、県民の責務の明確化および施策の 基本的事項を定めることにより、自転車に係る交通事故を防止、交通事故の被害を軽減 および交通事故被害者を救済

【基本理念】

- ・県民が道路の交通に関する法令についての理解を深め、歩行者、自転車および自動車等が安全に道路を使用すること
- ・県、県民、学校の長、事業者、交通安全関係団体、市町等が、相互に連携を図りながら 協力して社会全体で取り組むこと

【責務】

<県>

- ・自転車の安全で適正な利用に関する総合的な施策を策定、実施
- ・自転車利用者またはその保護者、学校の長、事業者、交通安全関係団体、市町等による自転車の 安全で適正な利用に関する取組を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を実施

く県民>

- ・自転車の安全で適正な利用について理解を深め、家庭、地域、学校および職場における自転車 の安全で適正な利用に関する取組を自主的かつ積極的に実施
- ・県および市町が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策に協力

施策

1. 自転車利用時の安全上の措置

<自転車利用者>

- ・車両の運転者としての責任の自覚
- ・交通事故防止に関する知識の習得、道路の交通に関する法令その他関係法令の遵守等の 自転車を安全に利用する努力義務

<保護者>

- ・監護する児童等(中学生まで)に対する自転車利用時の乗車用ヘルメット着用の努力義務
- <高齢者の家族>
- ・自転車の安全で適正な利用のための必要な助言

<自転車利用者、保護者および事業者>

- 自転車の定期的な点検・整備
- <自転車小売事業者>
- ・自転車購入者等に対する自転車の点検および整備の必要性に関する情報提供

2. 交通安全教育等

< 埋 ≥

- ・県民が自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めることができるよう教育および啓発を実施
- <学校(小中高校および大学等)の長>
- ・児童、生徒または学生に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育および啓発を実施

く保護者>

・監護する未成年者等に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育および啓発を実施

<事業者>

・自転車通勤者、事業活動で自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用に 関する教育および啓発を実施

く交通安全団体>

・自転車の安全で適正な利用に関する教育および啓発を実施

3.自転車損害賠償責任保険等への加入

【加入の義務化】

- <自転車利用者(未成年者を除く)>
- ・自転車損害賠償責任保険等(以下、保険等)の加入義務
- く保護者>
- ・監護する未成年者の自転車利用に係る保険等の加入義務
- <事業者>
- ・事業の用に供する自転車の利用に係る保険等の加入義務
- <自転車貸付事業者>
- ・貸付けの用に供する自転車の利用に係る保険等の加入義務

【加入の促進】

<県>

・市町、交通安全関係団体、自転車損害賠償責任保険等(以下、保険等)の保険者その他の関係 団体と連携し、保険等に関する情報の提供等を実施

く学校の長>

- ・児童、生徒もしくは学生またはこれらの保護者に対し、保険等に関する情報を提供
- <事業者>
- ・自転車通勤の従業者に対する保険等の加入の有無の確認、保険等加入に関する情報提供
- <自転車小売事業者>
- ・自転車購入者等に対する保険等の加入の有無の確認、保険等加入に関する情報提供
- <自転車貸付事業者>
- ・借受人に対する保険等に関する情報提供

【施行日】 令和4年7月1日